

防府市建設工事等競争入札執行事務要綱

昭和53年4月1日制定

(趣旨)

第1条 防府市が発注する建設工事等（防府市建設工事等請負業者選定事務要綱（昭和53年4月1日制定。以下「選定要綱」という。）

第1条に規定する「建設工事等」をいう。）の請負又は委託契約に係る競争入札の執行事務については、別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(入札の依頼)

第2条 工事等の主管課長（工事等の施工又は設計若しくは監督を他課に依頼した場合は、当該依頼を受けた課長。以下「主管課長」という。）は、工事等を競争入札に付そうとするときは工事起工荷が決裁され指名業者が決定した後、入札執行依頼通知書（第1号様式）により入札検査室長に依頼しなければならない。

(入札日の決定等)

第3条 入札検査室長は、前条の規定による依頼を受けたときは、入札方法、設計図書（防府市設計図書ダウンロード頒布実施要領（平成27年4月1日制定。以下「ダウンロード要領」という。）第4条（1）に規定する「設計図書」をいう。以下同じ。）の公開期間、入札の日時等を決定し、入札通知書（第2号様式）により主管課長及び指名業者に通知しなければならない。

2 前項の通知をしたときは、入札予定工事を閲覧方式で、その年度の間公表するものとする。

3 入札日の決定は、指名通知又は公告の日の翌日から起算して次の見積期間に従って行うものとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、第2号及び第3号の期間は、見積期間を5日以内に限り短縮することができる。この場合において、主管課長は、前条に規定する入札執行依頼通知書にその理由を付して提出するものとする。

なお、見積期間の設定については、原則として土曜、日曜及び祝

日を除くものとする。

(1) 予定価格が500万円未満の工事等

5日以上

(2) 予定価格が500万円以上5,000万円未満の工事等

10日以上

(3) 予定価格が5,000万円以上の工事等

15日以上

4 設計図書の配付は、防府市ホームページに公開することにより行うこととする。

5 設計図書の配付に関する事項については、ダウンロード要領の規定によるものとする。

6 第4項及び第5項の規定にかかわらず、真にやむを得ないと認められるときは、指名業者に設計図書の受領又は借用の旨を明記した書面を提出させ、無料配付又は貸与することができる。

7 設計図書に関する質問は、工事（業務）内容質問書（第3号様式）により現場説明書（防府市建設工事等契約事務手続要綱（平成9年4月1日制定）第3条に規定する「現場説明書」をいう。）に定めた期間、入札検査室においてファックス又は持参により受け付けるものとする。

8 設計図書に関する質問に対する回答は、工事（業務）内容に関する質問回答表（第4号様式）により現場説明書に定めた期間、インターネットの防府市ホームページ及び入札検査室（以下「ホームページ等」という。）において閲覧に供する。

9 次の場合には、設計図書の配付に替えて現場説明を行うことができるものとする。

(1) 災害等で緊急性がある場合

(2) 特殊な工事で特に詳細な説明が必要な場合

（入札執行者）

第4条 入札の執行は、入札検査室長又はその命を受けた職員（以下「入札執行者」という）が行うものとする。

(入札場所)

第5条 入札は、原則として入札執行室で行うものとする。

(入札注意事項)

第6条 入札執行室には、次の入札の心得を記載した文書を入札者の見やすい場所に掲示するものとする。

入札の心得

- 1 同一事項の入札は、3回までとする。この場合、初回の入札参加者に限り2回目以降の入札に参加できる。
 - 2 入札書を投函後は、書換え、引換え又は撤回はできない。
 - 3 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
 - 4 再度の入札に係る価格が初度入札の最低価格を上回る入札は、落札の意思のない入札として以後の入札に参加させない。
 - 5 次の場合の入札は、無効入札とする。
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項の規定する者のした入札。
 - (2) 地方自治法施行令第167条の11第2項の規定により定めた資格を有しない者のした入札（無資格入札）
 - (3) 所定の日時までに入札保証金を納付しない者のした入札（免除した場合を除く）
 - (4) 入札書記載の価格、氏名その他の事項を確認できない入札
 - (5) 入札書記載の価格を加除訂正した入札及び記名押印のない入札
 - (6) 同一の入札者又はその代理人が、同一事項に2通以上の入札をした入札
 - (7) 同一人が、2人以上の入札者の代理人としてした入札
 - (8) 委任状を持参しない代理人がした入札
 - (9) 談合その他の不正の行為があったと認められる入札
 - (10) その他入札に関する条件に違反した入札
 - 6 入札参加者が連合し、不穏な行動をなす等、適正な入札ができないと認められる場合は、入札を延期し、又は中止することがある。
-
- 7 工事の入札で低入札価格の基準価格（契約内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められる額、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められる額）を下回った入札が行われたときは、最低入札者であっても必ず落札者とならないことがある。この場合、直ちに入札を打ち切り、調査後改めて落札者を決定する。
 - (1) 基準価格を下回る入札を行った者は、事後の調査に協力しなければならない。
 - 8 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
 - (1) 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
 - (2) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の辞退)

第7条 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名を受けた者が入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前には、原則として入札辞退届（第5号様式）をファックス、持参又は郵送して行う。

(2) 入札執行中には、原則として入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札執行者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札方法)

第8条 入札執行者は、あらかじめ指定した入札場所に予定価格調書（第6号様式）及びくじ等を用意し、定刻に達したら入札参加業者を読み上げ、出欠の確認を行う。

2 入札は、入札執行者が指定する入札場所及び入札時間に、入札書（第7号様式）に入札者自らが必要事項を記載し、記名押印のうえ、封書にして入札場所に備え付けの入札函に投函することにより行うものとする。

3 前項の入札は、次の場合に限り代理人に行わせることができる。

(1) 一定期間を限って同一人を代理人とする一括委任状（第10号様式）が提出されたとき。

(2) 入札前に当該入札についての個別委任状が提出されたとき。

(開札)

第9条 入札書の開札は、入札場所において入札参加者を立ち合わせ、入札終了後直ちに行うものとし、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。

2 入札執行者は、開札終了後直ちに予定価格調書を開封し、予定価格の範囲内の価格による入札がない場合は、当該入札中最低入札金額を読み上げるものとする。

- 3 前項の場合、入札執行者は直ちに再度入札を行うものとし、その回数は防府市工事執行規則（昭和52年防府市規則第42号）第12条の規定により初回を含めて3回を限度とする。
- 4 第3回の入札を終了しても予定価格にいたらず落札者がいないときは、選定要綱第7条に定める競争入札審査会において指名業者を改選のうえ再び入札を行うものとする。
- 5 指名競争入札に付した場合で、最低入札価格と予定価格との差が少額の場合、又は当該工事の設計内容や工期に特別な事情があると認められる場合は、入札執行者は前項の規定にかかわらず、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の2第1項第8号の規定により、直ちに最低入札者と随意契約を行うことができる。

（積算疑義申立て手続き）

第9条の2 防府市建設工事の入札に係る積算疑義申立て手続きに関する取扱要領（以下、「積算疑義申立て要領」という。）第2条に規定する積算疑義申立て手続きの対象となる場合は、同要領の規定によるものとする。

（落札者の決定）

第10条 入札執行者は、開札の結果、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した業者を落札者とし、その業者名、入札書記載金額を読み上げて落札の旨を宣言するものとする。ただし、第9条の2の規定による場合は、落札候補者を落札者として決定し、その旨を落札者に通知するものとする。

- 2 施行令第167条の10第1項（同令第167条の13により準用される場合を含む。）の規定により、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した業者を落札者とししない場合の取扱いについては、別途定めるものとする。
- 3 施行令第167条の10第2項（同令第167条の13により準用される場合を含む。）の規定によりあらかじめ、最低制限価格を設けた場合は、第1項の規定によらず、予定価格の制限の範囲内の

価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札した業者を落札者とするができる。

4 施行令第167条の10の2（同令第167条の13により準用される場合を含む。）の規定により、価格のほかに、価格以外の技術的な要素を総合的に評価し、防府市にとって最も有利なものをもって申し込みをした者を落札者とする場合の取扱については、別途定めるものとする。

5 第3項の規定による場合において、第1回又は第2回の入札において最低制限価格未満の価格の入札をした業者を、第1回においては第2回の、第2回においては第3回の入札に参加させない場合は、その旨を入札参加の条件として指名業者に通知するものとする。

6 予定価格の範囲内で最低価格による同額入札者が2人以上あるときは、落札者の決定をくじ引きにより行うものとする。この場合に当該入札者に最初に「くじを引く順番のくじ」を、その結果により「落札を決めるくじ」を引かせて、落札者を決定する。

なお、この場合は入札書に「くじ引きによる落札」である旨を記載するものとする。

7 前項の場合において、くじを引かない者があるときは、当該者に代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

（入札の立会い）

第11条 主管課長又はその命を受けた職員は、主管する工事の入札に立ち会わなければならない。

（入札経過及び結果等の公開）

第12条 入札が終了し、落札者が決定した場合は、速やかに入札の経過及びその結果をホームページ等において公表するものとする。

2 落札者と契約を締結した場合は、あらかじめ予定価格と入札書比較価格（以下「予定価格等」という。）を公表した建設工事等を除き、当該建設工事等の予定価格等を速やかにホームページにおいて公表し、建設工事にあつては、予定価格の作成に用いた積算価格の内訳をなるべく早い時期に入札検査室において公表するものとする。

ただし、積算疑義申立て要領第2条に規定する積算疑義申立て手続きの対象となる場合は、同要領の規定によるものとする。

(入札結果の通知)

第13条 入札検査室長は、落札者が決定したときは、入札執行報告書(第8号様式)に次に掲げる書類を添付して、当該工事の主管課長へ入札結果を通知するものとする。

- (1) 入札執行調書(第9号様式)
- (2) 予定価格調書(第6号様式)
- (3) 入札書(第7号様式)
- (4) 委任状
- (5) その他入札条件により必要と認めるもの

附 則

(施行期日)

この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則(一部改正)

この要綱は、昭和58年5月1日から施行する。

附 則(一部改正)

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(一部改正)

この要綱は、平成6年7月1日から施行する。

附 則(一部改正)

この要綱は、平成8年3月1日から施行する。

附 則(一部改正)

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(一部改正)

この要綱は、平成9年9月1日から施行する。

附 則(一部改正)

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(一部改正)

この要綱は、平成10年8月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成20年11月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成21年6月7日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成28年7月8日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成29年1月4日から施行し、同日以降指名通知又は公告を行うものから適用する。

附 則（一部改正）

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

第1号様式

入札執行依頼通知書

年 月 日

入札検査室長様

課 長 名

工事(業務)番号	第 号		工事台帳番号	
工事(業務)名				
施工(業務)場所	防府市			
希望年月日	指名又は公告	年 月 日 (曜) 時 分	入札	年 月 日 (曜) 時 分
※ 決定年月日	指名又は公告	年 月 日 (曜) 時 分	入札	年 月 日 (曜) 時 分
※ 場 所	配付		入札	
現説担当者	内線		補・単・ 起・別	
工 程 表	前払金 中間前払金	部分払	回	契約保証金
工 期	日間 年 月 日限り		工事種別等	
※ 指 名 業 者 業者連絡 年 月 日				
番号	業 者 名		番号	業 者 名
1			10	
2			11	
3			12	
4			13	
5			14	
6			15	
7			16	
8			17	
9			18	

※ は入札検査室で記入

入札参加者様

入札について（通知）

下記建設工事（業務委託）について、貴社を入札参加者に指名しましたので、本通知書記載事項に留意の上、入札に参加してください。

記

発注者		工事(業務)番号	
工事(業務)名			
施工(業務)場所		工事台帳番号	
工 期			
入札方法			
入札	日時	年 月 日 時 分	設計図書パスワード
	場所	防府市入札執行室	
設計図書公開期間		年 月 日 ～ 年 月 日	
予 定 価 格 (入札書比較価格)		円 (円)	工事費内訳書の提出の要否

1 設計図書のダウンロード

(1) 公開場所

防府市ホームページ

(URL : <https://www.city.hofu.yamaguchi.jp/>)

(2) 公開期間

上記のとおり。なお、上記の期間以降はダウンロードができなくなりますのでご注意ください。

(3) ダウンロード方法

(1)の防府市ホームページからダウンロードし、確認を行ってください。なお、ファイルを開くには上記パスワードの入力が必要です。

ダウンロードの具体的な方法については、入札検査室へお問合せください。

2 入札辞退

当工事（業務）の入札参加を希望されない場合には、入札執行の完了に至るまではいつでも辞退することができます。

(1)入札辞退がかなりの数になったときは、入札を延期あるいは中止することがあります。

(2)入札を辞退されても以降の指名などに不利益を及ぼすものではありません。

3 その他

(1)入札参加にあたっては入札心得（設計図書に添付）を熟読し、遵守してください。

(2)入札検査室で設計図書の閲覧ができますので、入札参加等の参考にしてください。

(3)ファックスにより受信された場合は下記のファックス受信確認欄に記入の上、この通知文を返送(ファックス)してください。

送信先 : 防府市入札検査室 入札係 FAX : 0835-25-2199

ファックス受信確認欄

会社名	担当者名	連絡先	
		電話番号	
		ファックス番号	

第2号様式（その2）

年（ 年） 月 日

入札参加者様

入札について（通知）

下記建設工事（業務委託）について、貴社を入札参加者に指名しましたので、本通知書記載事項に留意の上、入札に参加してください。

記

発注者			工事(業務)番号	
工事(業務)名				
施工(業務)場所	防府市	工事台帳番号		
工期				
入札方法	郵便による入札	入札書到着期限	年 月 日 必着	
入札	日時	年 月 日 時 分		設計図書パスワード
	場所	防府市入札執行室		
設計図書公開期間	年 月 日 ~		年 月 日	
予定価格 (入札書比較価格)	円		工事費内訳書の提出の要否	

1 設計図書のダウンロード

(1) 公開場所

防府市ホームページ

(URL : <https://www.city.hofu.yamaguchi.jp/>)

(2) 公開期間

上記のとおり。なお、上記の期間以降はダウンロードができなくなりますのでご注意ください。

(3) ダウンロード方法

(1)の防府市ホームページからダウンロードし、確認を行ってください。なお、ファイルを開くには上記パスワードの入力が必要です。

ダウンロードの具体的な方法については、入札検査室へお問合せください。

2 入札書の郵送方法等

(1) 入札は、一般書留、簡易書留のいずれかの方法により入札書到着期限日必着とします。

(2) 宛先 〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市入札検査室 行

3 入札辞退

当工事（業務）の入札参加を希望されない場合には、入札を辞退することができますので、入札書到着期限までに届け出てください。

(1) 入札辞退がかなりの数になったときは、入札を延期あるいは中止することがあります。

(2) 入札を辞退されても以降の指名などに不利益を及ぼすものではありません。

4 その他

(1) 入札書の日付けは、上記開札の日を記入してください。

(2) 入札参加にあたっては入札心得（設計図書に添付）を熟読し、遵守してください。

(3) ファックスにより受信された場合は下記のファックス受信確認欄に記入の上、この通知文を返送(ファックス)してください。

送信先 : 防府市入札検査室 入札係 FAX : 0835-25-2199

ファックス受信確認欄

会社名	担当者名	連絡先	
		電話番号	
		ファックス番号	

第3号様式

工事(業務)内容質問書

年 月 日

(宛先) 防府市長 様

申請者 住 所
商号又は名称
代表者氏名
(担当者氏名 :)

工事(業務)名	第 号
施工(業務)場所	
質 問 内 容	

注 図面等が必要な場合は、添付すること。
提出部数は、1部とする。

第5号様式

入札辞退届

1 工事(業務)名

2 入札日

この度、上記工事(業務)の指名を受けましたが、都合により入札を辞退します。

年 月 日

(宛先) 防府市長

住所

商号又は名称

代表者氏名

予定価格調書

年 度	
1 工事(業務)番号	
2 工事(業務)名	
3 施工(業務)場所	防府市
4 設計金額	¥
	(設計金額の100/110 ¥)
予定価格	¥
入札書比較価格	¥
	(予定価格の100/110)
最低制限価格	¥
最低制限価格の100/110	¥
低入札価格調査基準額	¥
低入札価格調査基準額の100/110	¥
頭書工事(業務)の予定価格について、上記のとおり調定する。	
年 月 日	
調定者職氏名	
	印

入札書

年 月 日

(宛先) 防府市長 様

住 所

商号又は名称

代表者

代理人

印

印

1 工事(業務)番号

2 工事(業務)名

3 施工(業務)場所 防府市

上記の工事(業務)について、防府市工事執行規則、防府市財務規則、設計書、仕様書、
図面及び実地を承認し、次のとおり入札します。

金 額	百億	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

(注)金額欄には、消費税及び地方消費税を含まない額を記入し、金額の頭に¥を記入してください。

(備考) 郵便による入札の場合は、「代理人」欄を削除して使用するものとする。

第8号様式

第 号
年 月 日

課長 様

入札検査室長

入札執行報告書

このことについて、下記のとおり入札執行し落札者が決まりましたので報告します。

記

工事(業務)番号 第 号 工事台帳番号

工事(業務)名

入札年月日 年 月 日 時 分

落札業者名

入札執行調書

予定価格調書

入札書

第9号様式

入札執行調書

工事(業務)担当課					工事(業務)番号		
執行年月日					入札場所		
工事(業務)名							
施工(業務)場所							
入札保証金					工事台帳番号		工事種別等
入 札 の 結 果 落 札 ○ 印	順位	入札金額(単位: 円)			入 札 業 者 名		
		第1回	第2回	第3回			
<p>※上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が会計法上の申し込みに係る金額である。</p>							
入札不調による随意契約の相手方等					見積金額(円)	業 者 名	
地方自治法施行令第167条の2第1項第 号							
職 氏 名	執 行 者				立 会 人		

委 任 状

私は、下記の者を代理人と定め次の権限を委任します。

1 防府市発注工事（業務）の入札及び見積に関する一切の件

2 委 任 期 間

自 年 月 日

至 年 月 日

年 月 日

(宛先) 防府市長 様

委任者 住 所
商号又は名称
氏 名

印

代理人 住 所
氏 名

印

代理人 使用印	
------------	--